

乙部町 簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 乙部町

事 業 名 : 乙部町簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭 和 30 年 9 月 1 日	計 画 給 水 人 口	4,450 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	非適	現 在 給 水 人 口	3,883 人
		有 収 水 量 密 度	1,923 千m ³ /ha

② 施 設

水 源	☒ 表流水 , ☐ ダム , ☐ 伏流水 , ☐ 地下水 , ☐ 受水 , ☐ その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	3	管 路 延 長	71 千m
	配水池設置数	11		
施 設 能 力	2,325 m ³ /日		施 設 利 用 率	63.8 %

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	水道料金表				
	種 別	料率 用途別	基本料金		超過料金
			使用水量	料金	1m ³ につき
	専 用 栓	家事用	1ヶ月につき8m ³ まで	1,620円	167円40銭
		浴場用	1ヶ月につき100m ³ まで	13,716円	124円20銭
		工場用	1ヶ月につき100m ³ まで	17,388円	162円00銭
		営業用	1ヶ月につき 20m ³ まで	4,752円	162円00銭
		団体用	1ヶ月につき 20m ³ まで	4,752円	162円00銭
		学校用	1ヶ月につき 20m ³ まで	4,752円	162円00銭
		臨時用	1m ³ につき		475円20銭
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まな		平 成 10 年 1 月 16 日			

④ 組 織

組織体制等				
組織体制	職 種	職員数 (人)	年齢構成	備 考
乙部町建設課	課 長	1	50歳代	建設課長
	参 事	1	60歳代	水道担当
	課長補佐	1	50歳代	下水道担当
	課長補佐	1	40歳代	管理・土木担当
	管理係長	1	40歳代	住宅・財産担当
	主 査	1	30歳代	土木担当
	主 査	1	30歳代	水道担当
	技術係	1	30歳代	土木担当
	管理係	1	20歳代	水道・管理担当

(2) これまでの主な経営健全化の取組

① 民間活用

緩速ろ過池のろ過砂の洗浄などの一部作業や検針の民間委託している。
また、料金や施設の監視をシステム化することにより人員を削減している。

② 施設の統廃合

町内三地区(乙部地区、元和・三ツ谷地区、豊浜地区)の水道施設は距離が離れており、各地区をハード的に統合するのは困難な状況である。
地区別に見る場合でも、1つの地区に対して取水施設・浄水場が各1施設ずつ配置されており、これ以上の取水・浄水施設の統廃合はできない。
また、各地区の配水池についても対象とする給水区域の高低差があり距離も離れているため、統廃合が困難な状況である。

③ 広域化の取り組み(事業統合、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化)

町内においては、これまで乙部地区簡易水道事業、元和・三ツ谷地区簡易水道事業、豊浜地区簡易水道事業の3つの事業に分かれていたが、平成20年12月取得の第2次拡張認可申請において1つの事業となり、より効率的な事業運営を目指している。
但し、前述のように各地区の施設間距離は離れているため、施設の統廃合による効率化は困難な状況である。
近隣の事業者との広域化については江差町とは給水区域が隣接しており、一部では水の融通等も可能な状態であるが、現状では連携する効果が大きくないものと判断され、具体的な連携の話はない。
今後は、近隣の事業者との協議により、民間を利用した管理の一体化や緊急時における水の融通・協力体制の構築、技術的な交流を進めていくことを考えていく必要がある。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙、経営比較分析表のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

① 給水人口の推計手順

乙部町の簡易水道事業の給水人口を推計する。
給水人口は平成18年度から平成27年度の実績値により目標年度まで推計し、計画期間の最大値を計画給水人口とする。その手順は下図に示すとおりである。
行政区域内人口は、過去の実績値をもとに、水道施設設計指針に示されている時系列傾向分析と平成28年3月策定の乙部町人口ビジョンによる推計結果を比較し決定する。
給水区域内人口は、行政区域内人口と同様の方法で給水区域外人口を推計し、行政区域内人口推計値－給水区域外人口推計値にて算出する。
給水人口は、給水区域内人口に計画給水普及率を乗じて算定し、計画期間の最大値を計画給水人口とする。

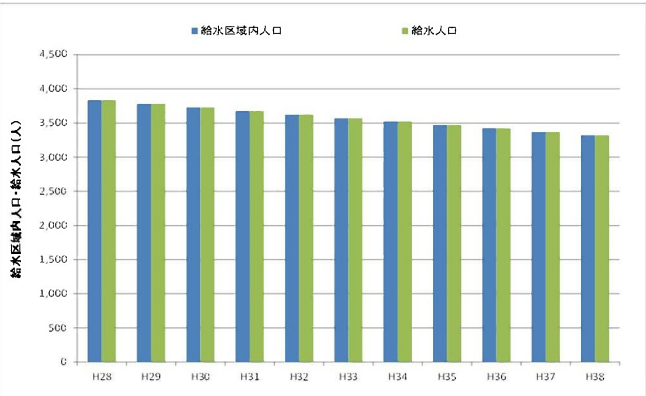
② 給水人口の推計結果

給水区域内人口×給水普及率により給水人口を推計した結果を以下に示す。
給水普及率は平成28年度以降100.0%の一定値であるため、給水区域内人口の減少に伴い給水人口も減少する結果となる。
目標年度の平成38年度の給水人口は3,321人、計画期間の最大値は平成29年度の3,780人となる。

給水人口の推計結果

年度	給水区域内人口	給水人口	普及率	備考
平成28年度	3,833	3,833	100.0%	
平成29年度	3,780	3,780	100.0%	計画期間最大値
平成30年度	3,727	3,727	100.0%	
平成31年度	3,674	3,674	100.0%	
平成32年度	3,621	3,621	100.0%	
平成33年度	3,571	3,571	100.0%	
平成34年度	3,521	3,521	100.0%	
平成35年度	3,471	3,471	100.0%	
平成36年度	3,421	3,421	100.0%	
平成37年度	3,369	3,369	100.0%	
平成38年度	3,321	3,321	100.0%	目標年度

給水人口の推計結果



(2) 水需要の予測

① 給水量の推計手順

乙部町の簡易水道事業において計画一日最大給水量を算定する。

計画一日最大給水量の推計は、平成18年度から平成27年度の実績値により目標年度まで推計し、計画期間の最大値を計画値とする。その手順は下図に示すとおりである。

有収水量を用途別(生活用、営業用、工場用、その他用)に推計し、有収率の目標設定、有効無収率の設定より、計画一日平均給水量を算出する。その後、実績最小値等を参考に負荷率の設定を行い、計画一日最大給水量を算出する。

計画期間は策定期間を除き10ヶ年とし、平成29年度から平成38年度までとする。

② 給水量の推計結果

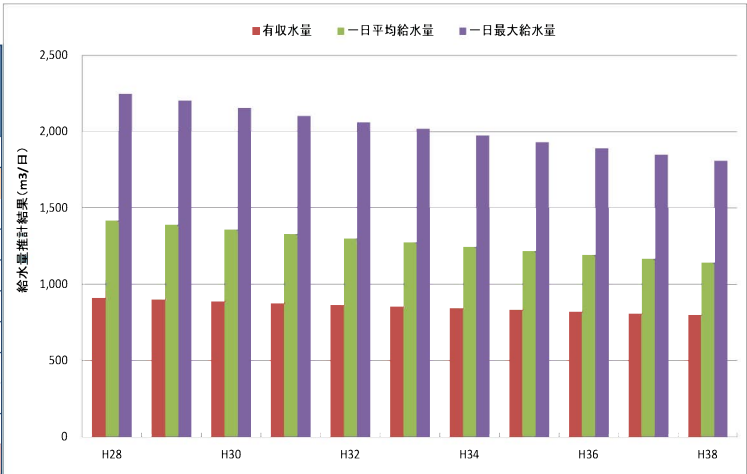
有収水量、一日平均給水量、一日最大給水量の推計結果を以下に示す。

計画一日最大給水量の計画期間の最大値は平成29年度の2,205m³/日となり、目標年度の平成38年度の推計値は1,811m³/日となる。

一日平均・最大給水量の推計結果

年度	有収水量 (m ³ /日)	一日平均 給水量 (m ³ /日)	一人一日 平均給水量 (ℓ/人・日)	一日最大 給水量 (m ³ /日)	一人一日 最大給水量 (ℓ/人・日)	備考
H28	911	1,417	369.7	2,249	586.7	
H29	900	1,389	367.5	2,205	583.3	計画期間最大値
H30	888	1,358	364.4	2,156	578.5	
H31	876	1,327	361.2	2,106	573.2	
H32	865	1,299	358.7	2,062	569.5	
H33	854	1,273	356.5	2,021	565.9	
H34	843	1,245	353.6	1,976	561.2	
H35	832	1,218	350.9	1,933	556.9	
H36	821	1,192	348.4	1,892	553.1	
H37	809	1,166	346.1	1,851	549.4	
H38	799	1,141	343.6	1,811	545.3	短期目標年度

一日平均・最大給水量の推計結果



(3) 料金収入の見通し

平成29年度の供給単価で一定と想定する場合、給水人口及び有収水量が減少傾向であることから、料金収入も平成38年度では62,366千円まで減少する見込みである。

収入の減少に対して、地方債償還金の減少や経費を抑制することにより、現状の供給単価で事業を運営できると見込まれるが、今後の収支状況を見極める必要がある。

供給単価(平成29年度予算)

＝料金収入70,250千円÷年間総有収水量328,500m³

＝213.85円/m³

料金収入(平成38年度予測)

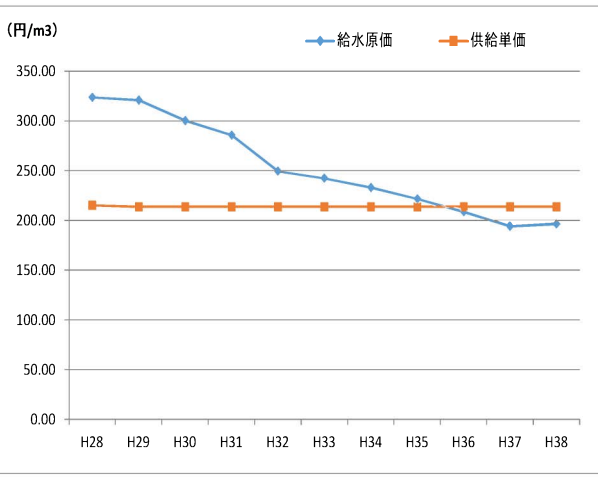
＝有収水量291,635m³×供給単価213.85円/m³

＝62,366千円

料金収入の見通し

年	給水量			有収水量			料金		備考
度	給水人口	1人1日平均	年間	有収率	1人1日当たり	年間	1m ³ 当たり	年間	
	人	m ³	m ³	%	m ³	m ³	円	千円	
26	3,938	322.8	463,915	72.2%	233.1	334,951	211.58	70,870	決算額
27	3,883	382.2	543,014	63.7%	243.6	346,194	204.82	70,908	決算額
28	3,833	369.7	517,205	64.3%	237.7	332,515	215.34	71,605	予算額
29	3,780	367.5	506,985	64.8%	238.1	328,500	213.85	70,250	予算額
30	3,727	364.4	495,670	65.4%	238.3	324,120	213.85	69,313	
31	3,674	361.2	485,682	66.0%	238.4	320,616	213.85	68,564	
32	3,621	358.7	474,135	66.6%	238.9	315,725	213.85	67,518	
33	3,571	356.5	464,645	67.1%	239.1	311,710	213.85	66,659	
34	3,521	353.6	454,425	67.7%	239.4	307,695	213.85	65,801	
35	3,471	350.9	445,788	68.3%	239.7	304,512	213.85	65,120	
36	3,421	348.4	435,080	68.9%	240.0	299,665	213.85	64,083	
37	3,369	346.1	425,590	69.4%	240.1	295,285	213.85	63,147	
38	3,321	343.6	416,465	70.0%	240.6	291,635	213.85	62,366	

給水原価・供給単価の見通し



(4) 施設の見通し

① 乙部地区の水道施設

乙部地区の取水施設、浄水施設、配水施設は1973年～1974年(昭和48年～昭和49年)に建設されており、当時建設された構造物は40年程度が経過している。

制御盤やテレメーター盤を平成5年に更新しているほか、計装設備や薬注ポンプなどの機械設備については平成22年度から平成24年度にかけて更新しており、主要な機械・電気設備の更新は完了している。

施設能力としては、一日平均給水量に対しての余力は大きいものの、一日最大配水量に対しては余裕のない状況であり、現状の水量では施設規模の縮小は困難な状況である。

② 元和・三ツ谷地区の水道施設

元和・三ツ谷地区の取水施設、浄水施設、配水施設は1977年(昭和52年)に建設されており、当時建設された構造物は約40年が経過している。

制御盤やテレメーター盤を平成元年に更新しているほか、計装設備や薬注ポンプなどの機械設備については平成24年度に更新しており、主要な機械・電気設備の更新は完了している。

施設能力としては、一日平均給水量に対しての余力は大きいものの、一日最大配水量に対しては余裕のない状況であり、現状の水量では施設規模の縮小は困難な状況である。

③ 豊浜地区の水道施設

豊浜地区の取水施設、浄水施設、配水施設は1987年(昭和62年)に建設されており、当時建設された構造物は約30年が経過している。

計装設備や薬注ポンプなどの機械設備については平成24年度に更新しており、主要な機械・電気設備の更新は完了している。

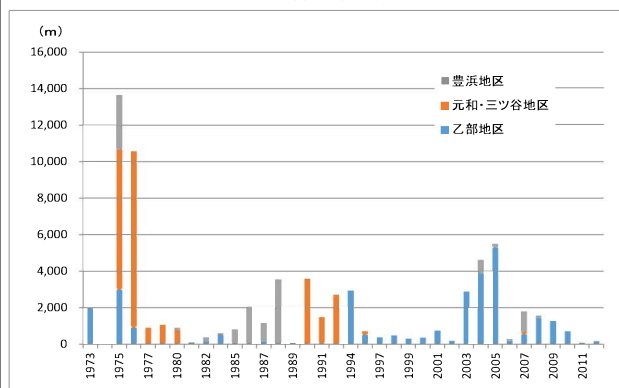
施設能力としては、一日平均給水量に対しての余力は大きいものの、一日最大配水量に対しては余裕のない状況であり、現状の水量では施設規模の縮小は困難な状況である。

④ 導水管・送水管・配水管

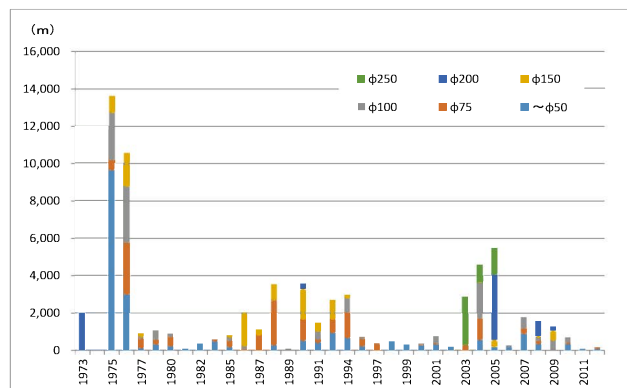
乙部地区と元和・三ツ谷地区の創設時期である1975年、1976年に管路が集中しており、1975年の布設延長が13.6km、1976年の布設延長が10.6kmとなっている。

これらの管路は布設後40年を経過したところであるため、今後は漏水の状況により更新を進める必要がある。

地区・年度別布設年長



口径・年度別布設年長



(5) 組織の見通し

乙部町の水道事業は建設課が担っており、参事1名、主査1名、管理係1名(他業務兼務)の合計3名が従事している。

各浄水場は緩速ろ過処理であるため運転管理は煩雑ではないが、維持管理を直営で行っているため若い世代への技術の継承が必要となる。

また、職員数は少なく、水道事業は24時間365日、突発的な事故にも対応が必要なことから、これ以上の人員削減は避けるべきである。

広域的な連携・民間委託について

乙部町簡易水道事業の給水区域は、元来の給水区域であった乙部地区から、元和・三ツ谷地区、豊浜地区に広がり、各地区間での水の融通ができるように事業区域が統合されている。

隣接する江差町とは給水区域が隣接しており、過去には江差町の一部の地区への給水を行うなど、部分的な水融通も可能な状況である。

今後は、北海道が主催している地域別会議などを利用して情報の共有を行うことにより地域間の連携を高めるほか、連絡管等による緊急時の水のやりとりや、資機材の共有、水道に関する技術の共有について検討する必要がある。

また、現状では全ての浄水場が緩速ろ過処理であるため、委託するほどの作業量とはならず、浄水場の運転管理や施設点検を町の職員が行っているが、将来的には近隣の事業体と協働で委託するなどの方法により、民間委託の採用について検討していく必要がある。

3. 経営の基本方針

(1) 経営理念

乙部町簡易水道事業は、今後、人口減少による事業の非効率化や施設の老朽化、異常気象への対応など、水道事業を取り巻く環境の変化に対応しつつ、安心して飲むことができる水を、需要者が、いつでも、必要な量を合理的な対価をもって利用できることを基本理念とする。

厚生労働省が新水道ビジョンで示している、50年、100年先を見据えた理想像を基本とし、「持続」、「安全」、「強靱」の3つの理想像を掲げている。

経営の安定化については、「持続」の項目の施策となり本経営戦略の基本方針を以下のように設定する。

(2) 基本方針

乙部町簡易水道事業の新水道ビジョンに示される『持続 いつまでも安定して供給できる水道』の理想像に基づく本経営戦略の基本方針を以下にまとめる。

『持 続』 いつまでも安定して供給できる水道

■ 経営状況の把握と適正料金の設定

収支見通しにより経営状況を把握し適正な料金で供給します。

■ 人員体制の確保・管理委託の検討

現状の維持管理体制を確保し、水道施設の運転・維持管理に対する民間委託の検討を行います。

■ 効率的な施設整備

現在の施設・設備を可能な限り長期使用し、更新時には水需要の減少を考慮した効率的な更新を行います。

■ 需要者への説明責任

経営戦略を公表し、現在の収支の状況や将来の見通しを示すことにより、需要者への説明責任を果たします。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)： 別 紙 の と お り

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	計画期間内の投資を抑制し経営の安定化を図る。
-----	------------------------

・ 施設の見通しでも示したように、平成38年度までの10ヵ年においては、浄水場や配水池などの施設の更新に対する投資はない。
・ 導水・送水・配水管などの管路についても現状においては更新の必要ないものと考えており、平成38年度までの10ヵ年の間に更新する予定はない。
・ 但し、部分的な漏水の発生に対応するための修繕や更新が発生することが予想されるため、その対応のための投資として平成33年度以降、年間5,000～15,000千円の費用を計上する。
・ 平成32年度以降は、剰余金が発生するため今後の建設資金の積み立てを行う。平成38年度末の積立残高が約7,600千円となる。
・ 施設の統廃合やダウンサイジングや広域化については、水需要の本格的な減少が見込まれる平成39年度以降の次期計画において検討するものとする。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	計画期間内に新たな借入れを行わず支出の削減を図る。
-----	---------------------------

・ 前述に示したように本計画期間内では、施設更新等の大きな投資は見込んでいないため、地方債は見込んでいない。
・ 地方債償還金や小規模な管路修繕・更新にかかる費用については、他会計補助金(一般会計繰入金・基金繰入金)にてまかなうものとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・ 職員給与費については平成29年度の予算額を考慮して、平成30年度以降一定額とした。
・ 旅費、需用費、役務費、公課費などの一般管理費については、平成29年度の予算額を考慮し、平成30年度以降一定額とする。
・ 需用費、役務費、委託料、原材料費などの維持管理費については、平成29年度の予算額を考慮し、平成30年度以降は17,000千円～19,000千円で設定する。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	計画期間内に大きな更新はなく民間活用の必要はない。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	計画期間内に大きな更新はなく施設の統廃合については次期計画とする。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	計画期間内に大きな更新はなく施設の合理化については次期計画とする。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	計画期間内に大きな更新投資はない。管路については老朽化が顕在化した場合に更新を前倒しとする。
広域化	周辺事業体との協議を進める。
その他の取組	特になし。

② 財源について検討状況等

料 金	現状の供給単価を維持する。
企業債	計画期間内に借入れを行わない。
繰入金	元利償還金の1/2などの繰り入れを計画的に行う。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	特になし。
その他の取組	特になし。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	H29予算額を考慮しH30以降一定値とする。
修繕費	H29予算額を考慮しH30以降一定値とする。
動力費	H29予算額を考慮しH30以降一定値とする。
職員給与費	H29予算額を考慮しH30以降一定値とする。
その他の取組	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	目標の達成と事業の計画的・効率的な実行のためには、PDCAサイクルに基づく適切な進捗管理(フォローアップ)が必要となる。 実施期間内は1年ごとの経営状況を確認するとともに、事業計画や人員計画に大きな変更が生じた場合には経営の安定性や料金改定の必要性について再検討を行う。 なお、本計画では大規模な施設や管路の更新は必要ないものとしているが、水質の悪化や漏水量の増加などにより、それらの事業が必要となった場合は、経営戦略を一から見直す必要がある。 また、社会情勢や法令改正等の外部環境の変化、国や道などからの新たな施策の展開などがあつた場合についても、経営戦略の見直しを行うものとする。
-------------------------	--

表 投資・財政計画(収支計画)

区 分		年 度													
		前々年度 H26 (決 算)	前年度 H27 (決 算)	本年度 H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
収 益 的 収 入	1 総 収 入	92,021	88,677	95,257	93,798	87,343	83,694	78,948	76,439	74,431	73,450	72,313	70,177	72,396	
	(1) 営 業 収 入	70,887	70,912	71,615	70,260	69,323	68,574	67,528	66,669	65,811	65,130	64,093	63,157	62,376	
	ア 料 金 収 入	70,870	70,908	71,605	70,250	69,313	68,564	67,518	66,659	65,801	65,120	64,083	63,147	62,366	
	イ 受 託 工 事 収 益														
	ウ その他	17	4	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	(2) 営 業 外 収 入	21,134	17,765	23,642	23,538	18,020	15,120	11,420	9,770	8,620	8,320	8,220	7,020	10,020	
	ア 他 会 社 計 収 入	9,300	8,100	6,900	5,200	4,000	3,100	2,400	1,900	1,600	1,300	1,200			
	イ その他	11,834	9,665	16,742	18,338	14,020	12,020	9,020	7,870	7,020	7,020	7,020	7,020	10,020	
	2 総 費 用	54,214	55,193	51,607	50,913	52,312	52,427	52,209	51,792	51,939	51,676	51,504	49,415	49,336	
	(1) 営 業 費 用	44,894	47,011	44,688	45,661	48,300	49,300	49,800	49,800	50,300	50,300	50,300	48,300	48,300	
ア 職 員 給 与 費	19,303	19,192	16,310	16,404	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300		
ウ 退 職 手 当 費															
イ その他	25,591	27,819	28,378	29,257	29,000	30,000	30,500	30,500	31,000	31,000	31,000	29,000	29,000		
(2) 営 業 外 費 用	9,320	8,182	6,919	5,252	4,012	3,127	2,409	2,409	1,992	1,639	1,376	1,204	1,115		
ア 支 払 利 金	9,320	8,182	6,919	5,252	4,012	3,127	2,409	2,409	1,992	1,639	1,376	1,204	1,115		
イ その他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	37,807	33,484	43,650	42,885	35,031	31,267	26,739	24,647	22,492	21,774	20,809	20,762	23,060		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入	10,700	18,600	12,923	12,200	10,200	8,200	4,900	4,200	3,200	1,600	1,000			
	(1) 地 方 債	4,800													
	ウ 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 社 計 補 助 金	5,900	18,600	12,923	12,200	10,200	8,200	4,900	4,200	3,200	1,600	1,000			
	(3) 他 会 社 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	46,701	49,991	56,573	55,085	45,075	39,245	31,604	28,800	24,846	22,854	18,050	17,908	22,987	
資 本 的 支 出	(1) 建 設 改 良 費							5,000	5,000	5,000	7,000	7,000	10,000	15,000	
	ウ ち 職 員 給 与 費														
	(2) 地 方 債 還 金 (H)	46,701	49,991	56,073	54,585	45,075	39,245	26,604	23,800	19,846	15,854	11,050	7,908	7,987	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
	(5) そ の 他			500	500										
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 36,001	△ 31,391	△ 43,650	△ 42,885	△ 34,875	△ 31,045	△ 26,704	△ 24,600	△ 21,646	△ 21,254	△ 17,050	△ 17,908	△ 22,987	
	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1,806	2,093			156	222	35	47	846	520	3,759	2,854	73	
	積 立 金 (K)					156		35	47	846	520	3,759	2,854	73	
	前年度からの繰越金 (L)														
前年度繰上充用金 (M)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,806	2,093				222									
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)						222									
実 質 収 支 黒 字 (P)	1,806	2,093													
(N)-(O) 赤 字 (Q)															

表 投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 H26 (決算)	前年度 H27 (決算)	本年度 H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$													
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	91.2	84.3	88.5	88.9	89.7	91.3	100.2	101.1	103.7	108.8	115.6	122.4	126.3
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	70,887	70,912	71,615	70,260	69,323	68,574	67,528	66,669	65,811	65,130	64,093	63,157	62,376
地方財政法による資金不足の比率	$\left(\frac{(R)}{(S)} \times 100 \right)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	70,887	70,912	71,615	70,260	69,323	68,574	67,528	66,669	65,811	65,130	64,093	63,157	62,376
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\left(\frac{(T)}{(V)} \times 100 \right)$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	447,151	397,160	341,087	286,502	241,427	202,182	175,578	151,778	131,932	116,078	105,028	97,120	89,133

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 H26 (決算)	前年度 H27 (決算)	本年度 H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支分他会計繰入金		9,300	8,100	6,900	5,200	4,000	3,100	2,400	1,900	1,600	1,300	1,200		
うち基準内繰入金		4,660	4,091	3,459	2,600	2,000	1,500	1,200	900	800	600	600		
簡水債支払利息×(1/2)		4,660	4,091	3,459	2,626	2,006	1,563	1,204	996	819	688	602		
うち基準外繰入金		4,640	4,009	3,441	2,600	2,000	1,600	1,200	1,000	800	700	600		
資本的収支分他会計補助金		5,900	18,600	12,923	12,200	10,200	8,200	4,900	4,200	3,200	1,600	1,000		
うち基準内繰入金		5,900	18,600	12,923	12,200	10,200	8,200	4,900	4,200	3,200	1,600	1,000		
簡水償還元金×(1/2)		5,900	18,600	12,923	12,200	10,200	8,200	4,900	4,200	3,200	1,600	1,000		
建設改良費×(1/10)														
うち基準外繰入金														
合 計		15,200	26,700	19,823	17,400	14,200	11,300	7,300	6,100	4,800	2,900	2,200		

参考 (起債に協議を要する法非適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等)

第十六条 法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の資金の不足額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額

二 実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度の前年度に収入されなかった部分に相当する額を控除した額

三 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てたるために起こした地方債の現在高

2 法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。